

鳥学会の鳥類保全への貢献

早矢仕有子（札幌大学法学部）

「鳥学の発展および鳥類保護への学術的貢献」という学会の目的に即し、鳥類保護に関する提言を担当するのが鳥類保護委員会（以下「保護委員会」）である。学会の歴史に比べると、保護委員会が刻んだ年月はまだ短く、1993 年度大会で初代委員が揃い本格的始動を迎えた。それまでは、鳥類保護に関する会員の要望は幹事が受け、幹事会での議論、評議員会での審議を経て、総会に諮られていた。たとえば 1991 年に 3 件、92 年と 93 年に各 1 件の要望が総会で決議されており、現在よりむしろ多数の要望に応じていたことになる。時代の要請あるいは学会の社会的影響力が変化したのか、保護委員会の敷居が高いのか、理由は推し量るしかない。

保護委員会の仕事には、行政府から学会へ求められる鳥類保護施策に対する意見作成なども含まれるが、会員からの声を直接受け行動する総会決議が、やはり最大の役割といえるだろう。そこで、ここでは 1994 年から 2010 年度までの 17 年間に採決された総会決議の内容と決議後の経緯の概略を紹介する。とくに最新の決議については、決議後も学会が活発に関与していることから、詳細な経過報告も加えた。

1) 諫早湾干潟の保全を求める決議（1997 年度）

保護委員会が扱った最初の総会決議は、諫早湾で農林水産省が進める干拓事業への訴えだった。1997 年 4 月 14 日に 3,550 ha の水域が閉鎖された堤防締め切りにより干潟の乾燥化が進む中、諫早湾干潟がラムサール条約登録湿地の国際基準を満たす水鳥の生息地であること指摘し、堤防排水門の解放による干潟の復活を求めた決議である。しかし事業は止まらず、2007 年 11 月に干拓事業は完工し、諫早湾干潟 2,900 ha の大半が失われた。その後 2010 年 12 月、排水門の 5 年間開門を命じた福岡高裁判決を国が受け入れ、長期開門が決定された。

2) 藤前干潟の保全を求める決議（1998 年度）

提出先：内閣総理大臣、運輸大臣、愛知県知事、名古屋市長

翌 1998 年には、諫早湾同様、シギ・チドリ類の大規模渡来地である藤前干潟における、名古屋市

の廃棄物処理場建設計画の見直しを求める決議を採決した。市民団体の粘り強い反対運動もあり藤前干潟は守られ、2002 年 11 月には、国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された。この過程は、名古屋市民と市政にゴミ削減への意識改革を呼び起こすという成果をもたらした。その後の環境行政発展の契機となった。

3) 沖縄島在駐米軍北部訓練場内ヘリパッド移設計画の見直しの要望書（1999 年度）

提出先：環境庁長官、外務大臣、沖縄開発庁長官、防衛庁長官、林野庁長官、文化庁長官、駐日アメリカ大使館、沖縄県知事

1999 年には、沖縄県在駐米軍海兵隊北部訓練場内でのヘリパッド移設計画への見直しを要望する決議が可決され、ヤンバルクイナ *Rallus okinawae* やノグチゲラ *Sapheopipo noguchii* 等固有種の多い「やんばるの森」保全を訴えた。この計画については、日本生態学会、沖縄生物学会等、複数学会が同様の要望を提出している。さらに、「アメリカ鳥類保護協会（American Bird Conservancy）」が、2001 年に移設先の変更を求める要望書を防衛施設庁と米軍に送り、「国際自然保護連合（IUCN）」も日米両政府に希少生物の保護に努めるよう 2000 年と 2004 年に勧告している。この後、少なくとも鳥類の繁殖期には土木工事を実施しない等の配慮はなされているが、2010 年 12 月には、移設予定地の東村高江で工事が着工され住民および自然保護団体が反発を強めている。

4) 中池見湿地の保全に関する要望書（2001 年度）

提出先：環境大臣、福井県知事、敦賀市長、株式会社大阪ガス社長

福井県の中池見湿地に建設が計画された液化天然ガス基地に対して計画見直しを求めた。この計画は自然保護団体の反対運動も受け、エネルギー事情の変化を理由に中止され、事業計画者の大阪ガスが保有していた土地は敦賀市に寄付された。

5) 愛知県渥美半島での自衛隊ヘリコプター離着陸訓練場計画の再検討を求める要望書（2004 年度）

提出先：防衛庁長官、防衛施設庁長官、環境大臣、

愛知県知事, 田原市長, 渥美町長

猛禽類を含む鳥類の渡り経路として知られる渥美半島の最高峰・越戸大山山頂近くに、陸上自衛隊明野航空学校の離着陸訓練場を設置する計画に対し再検討を求めた。この計画に反対する渥美自然の会（代表 大羽康利氏）は独自に猛禽類調査を継続しながら、自治体および防衛省との交渉を続けている。一方、防衛省も2007年に猛禽類調査を実施し、2012年度には再調査を予定している。

6) 上関原子力発電所建設計画に係る希少鳥類保護に関する要望書（2008年度）

提出先：環境大臣, 経済産業大臣, 文化庁長官,
山口県知事, 上関町長, 中国電力株式会社社長

数十年に渡り開発の波を受け本来の姿を消してしまった瀬戸内海において、辛うじて原風景と生物多様性が保たれている周防灘に面した山口県上関町長島に、1980年代初頭、上関原子力発電所建設計画が持ち上がった。事業計画者である中国電力株式会社（以下、中国電力社）が1999年4月に通商産業省資源エネルギー庁に提出した「上関原子力発電所（1、2号機）環境影響調査書」に対しては、内容の不備に声を上げた地元住民が、同年9月「長島の自然を守る会（代表 高島美登里氏）」を立ち上げ、環境庁（当時）・文化庁・山口県庁へ問題点を指摘する申し入れを行った（高島 2010）。それに呼応し、翌2000年3月には日本生態学会が「上関原子力発電所建設予定地の自然の保全に関する要望書」を、同年12月には日本ベントス学会自然環境保全委員会が「上関原子力発電所建設計画に関する環境影響評価についての意見書」を提出している。その後も両学会は再三、事業者および監督省庁に対して、慎重な環境影響評価を求める要望等を繰り返したが、それらが受け入れられることはなかった。

2008年、上関海域において、国のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているカンムリウミスズメ *Synthliboramphus wumizusume* の生息が確認された。本種は、日本近海と韓国南部にのみ分布する暖海域で繁殖する唯一のウミスズメ類で、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストでも危急種に指定されている。上記環境影響調査書には本種に関する記述が無く、長島の自然を守る会副代表の山本尚佳氏が保護委員会に対応を求めた。要請を受け鳥学会は、中国電力社に対し、詳細な生息状況調査実施と結果の開示を求め、関係省庁およ

び地元自治体には適正な指導を求める決議を総会で可決した。さらに、山口県に対して、カンムリウミスズメに関する環境影響評価と必要な保全措置の計画立案が行われるまで、公有水面の埋め立てを許可しないことを求めた。

本件に関しては、総会決議後も、2011年2月末までに以下4件の要望文書が鳥学会から提出されている。

① 上関原子力発電所計画地点における鳥類生息状況調査結果開示の要請について（2009年8月7日）

提出者：日本鳥学会鳥類保護委員長 早矢仕有子

提出先：中国電力株式会社社長 山下 隆

内容：カンムリウミスズメの上関海域での生息確認を受け、中国電力社は2009年に生息調査を継続したが、報じられた期日までに結果が公表されなかったため、すみやかな調査結果開示を要求した。

② 中国電力株式会社「上関地点カンムリウミスズメ継続調査報告書（平成21年9月）」に対する日本鳥学会鳥類保護委員会の評価（2009年12月28日）

提出者：日本鳥学会鳥類保護委員会

評価内容：

(a) 客観的視点を持つ専門家からの影響評価が欠落している。

(b) この調査および学会員の独自調査から、ほぼ年間を通してカンムリウミスズメが上関海域に生息していることが明らかになったことを踏まえ、慎重な影響評価を実施すべきである。

(c) 一年間の調査で原子力発電所建設が与える影響を予見するのは不可能であり、広域、詳細かつ継続的な調査が、環境影響評価には必要である。

(d) 温排水等、稼働後の影響も評価すべきである。

③ 衆議院環境委員会における環境省総合環境政策局長の答弁に関する意見と要望（2009年5月12日）

提出者：日本鳥学会事務局長 西海 功, 鳥類保護委員長 早矢仕有子

提出先：環境省総合環境政策局長 小林 光

要望内容：2009年4月14日の衆議院環境委員会で、「鳥学会等の参画を得た調査が（中国電力社により）既にされている」と事実誤認に基づいた答弁を行った環境省総合環境政策局長宛に、発言撤回と会議録修正の要望を提出した。

④ 上関原子力発電所建設工事の一時中断と生物多様性保全のために適正な調査を求める要望

書 (2010 年 2 月 15 日)

提出者：日本生態学会・自然保護専門委員会委員長 立川賢一

日本鳥学会 鳥類保護委員会委員長 早矢 仕有子

日本ベントス学会 自然環境保全委員会委員長 逸見泰久

提出先：中国電力株式会社社長 山下 隆

(同内容の文書を環境大臣にも提出)

要望内容：上関原子力発電所計画に係わる海域埋め立て工事を一時中断すること、および三学会から提出された要望書の内容に沿った適正な調査を実施することを求めた。

要望書を合同で提出した三学会の保全関係委員会は、2010 年 1 月 10 日の広島を皮切りに「瀬戸内海の生物多様性保全のための三学会合同シンポジウム」を共催してきた。このシンポジウムでは、「上関：瀬戸内海の豊かさの残る最後の場所」をテーマに、三学会それぞれが提出した 10 件の要望書を総括し、最新の研究成果も踏まえ上関の生物多様性の豊かさを市民に広めている。シンポジウムは第二回の東京に続き、山口、京都、名古屋の合計 5 カ所で開催されてきた。

一方、2008 年 10 月、山口県知事は中国電力社に公有水面埋め立て許可を与え、2009 年 10 月より準備工事が着手された。これに対し、建設予定地の対岸約 4 km に位置する祝島住民は激しい抗議行動で抵抗を続けている。2011 年 2 月、1 年 3 ヶ月ぶりに工事が再開され、再び激しい抗議活動が繰り広げられている。

おわりに

事案の決議後、学会の関与がどうあるべきか模範解答があるわけではない。上関では、決議後も各種要望の提出、市民団体からの情報収集、他学

会との連携など、むしろ学会は前例に無いほど直接の関与を深めている。

その中で、学会が得る現地の鳥類に関する情報は、長島の自然を守る会、学会員個人、さらに中国電力社の調査結果に依っている。異なる立場の調査それぞれに鳥学会員が関わっており、決議の場である総会でも見解の相違が表面化していた。このような案件で会員の意見を集約するためには、事業者や行政を批判する立場を超え、自らが主体となり現地調査を実施することが必要かもしれない。自然保護団体からも事業者からも距離を置いた学術団体が調査チームを組み、客観的視点で知見を集積、公表し、政策決定者へ提言を加えることは、鳥類保全への学術的貢献として学会にふさわしい役割ではないだろうか。

本稿執筆にあたり、保護委員会の黎明期について、唐沢孝一、樋口広芳、福田道雄、藤巻裕蔵、山岸哲（敬称略、五十音順）諸先輩方にご教示いただいた、厚くお礼申し上げます。

(付記) 総会決議文は、日本鳥学会誌当該年の学会記事中に掲載されている。さらに 1999 年以降の総会決議文は、日本鳥学会ホームページ内の鳥類保護委員会ページでも公開している。また、上関に関わる鳥学会の総会決議および要望文は日本生態学会と日本ベントス学会の要望文と併せて、安溪・佐藤 (2010) にも掲載されている。

引用文献

- 安溪遊地・佐藤正典 (2010) 上関原子力発電所建設計画への学会の取組。日本生態学会上関要望書アフターケア委員会 (編) 奇跡の海 瀬戸内海・上関の生物多様性：206-234。南方新社、鹿児島。
- 高島美登里 (2010) 生き物たちの声に耳を澄まして—長島の自然を守る会の歩み—。日本生態学会上関要望書アフターケア委員会 (編) 奇跡の海 瀬戸内海・上関の生物多様性：180-188。南方新社、鹿児島。